

# 栗東農畜産物処理加工施設 指定管理者募集要項

栗東市環境経済部農林課

令和7年8月

## 目 次

1. 指定管理者の募集	1
2. 指定管理者制度導入の目的	1
3. 施設の概要	1
4. 業務の範囲	1
5. 指定予定期間	1
6. 管理の基準	1
7. 指定管理委託料及び納付金について	2
8. 応募資格	2
9. 申請に必要な書類	2
10. 申請書の受付期間	3
(1) 受付期間	3
(2) 受付時間	3
(3) 質問書	3
(4) 質問書の回答	3
11. 募集要項及び仕様書の配布並びに申請の受付場所	4
12. 選定基準及び選定方法	4
(1) 選定基準及び視点	4
(2) 選定方法	4
13. 選定結果及び理由の通知	5
14. 現状において施設が抱えている課題について	5
15. その他	5
16. 添付資料	5

## 1. 指定管理者の募集

栗東市（以下「本市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項及び栗東農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例（平成12年栗東市条例第35号）第4条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

## 2. 指定管理者制度導入の目的

栗東農畜産物処理加工施設は、地場農産物の消費拡大と雇用機会の拡大を図り、地域の特性を生かした魅力ある農業振興と加工施設の機能強化を図るために平成12年に開設した施設であり、この施設の設置目的を効果的に達成するために制度の導入を図るものです。

## 3. 施設の概要

- (1) 名称 栗東農畜産物処理加工施設（道の駅アグリ郷栗東）
- (2) 所在地 栗東市出庭961番地1
- (3) 設置時期 平成12年11月
- (4) 施設概要
  - ① 敷地面積 4,907 m<sup>2</sup>
  - ② 建物概要 木造混合建築、瓦葺平屋建、延床面積 890.66 m<sup>2</sup>
- (5) 利用者数
  - 令和3年度 354,571人
  - 令和4年度 365,357人
  - 令和5年度 387,608人
  - 令和6年度 404,122人

※ 施設の詳細については、別冊「栗東農畜産物処理加工施設管理運営業務仕様書」を参照してください。

## 4. 業務の範囲

- (1) 栗東農畜産物処理加工施設の管理運営に関する業務。
  - (2) 栗東農畜産物処理加工施設及び設備の維持管理に関する業務。
  - (3) 栗東農畜産物処理加工施設の使用の許可等に関する業務。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、栗東農畜産物処理加工施設の運営に関する事務のうち、市長が必要と認める業務。
- ※ 施設の詳細については、別冊「栗東農畜産物処理加工施設管理運営業務仕様書」を参照してください。

## 5. 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

（指定期間中、会計年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、本市と協定を締結します。）

## 6. 管理の基準

- (1) 開館時間 午前9時30分から午後5時まで
- (2) 休館日 ①火曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、その翌日以後の最初の休日でない日）  
②12月29日から翌年1月3日までの日

※ 施設の詳細については、別冊「栗東農畜産物処理加工施設管理運営業務仕様書」を参照してください。

#### 7. 指定管理委託料及び納付金について

指定管理委託料は、5年間の指定期間で0円とします。

また、本施設については、過去の実績から、売店やレストラン等の事業収入額合計が、施設管理費等の支出額合計を上回ることが見込めるため、各年度の収入額合計から支出額合計を差し引いて利益が生じた場合は、その利益（自主事業を含む）の35%を納付金として、毎年度、市へ納付していただきます。

#### 8. 応募資格

申請者の資格は、原則として、次のとおりとする。なお、共同体で申請する場合には、その構成員であるすべての団体が当該要件を満たしている必要がある。

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更生手続又は再生手続をしていない法人等であること。
- (3) 本市から入札参加資格の指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (4) 契約主体の所在地及び本社所在地において納期の到来している国税、都道府県税及び市区町村税を完納している法人等であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- (6) 市長及び市議会議員本人が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人でない法人等であること。ただし、市長が無限責任社員等で、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるもので二分の一以上を出資している法人及び外郭団体等は除きます。

#### 9. 申請に必要な書類

次の書類（⑩の書類は、共同体で申請する場合に限りです。）を提出してください。なお、共同体で申請する場合にあつては、②、④から⑨の書類は、その構成員に係るものを提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 添付書類（原則A4版）
  - ① 団体概要書（様式2）
  - ② 当該施設の事業計画書（様式3）
  - ③ 当該施設の収支予算書（令和8年から令和12年までの5年間分）（様式4）

- ④ 類似施設等運営実績表（様式 5）
- ⑤ 指定申請に係る申立書（様式 6）
- ⑥ 法人の定款又は寄付行為及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- ⑦ 法人等の指定管理者指定申請日前において作成した直近 2 年分の収支予算書、事業計画書及び決算書
- ⑧ 契約主体の所在地及び本社所在地の納税に関する証明書（発行から 3 月以内のものに限る。）
  - 市区町村税の完納証明書（入札参加資格審査用）
  - 都道府県税の完納証明書
  - 法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書
- ⑨ 印鑑証明書（発行から 3 月以内のものに限る。）
- ⑩ 共同体構成員届出書（様式 8）及び栗東農畜産物処理加工施設管理運営業務に関する共同体協定書（様式 9）なお、当該共同体協定書においては、構成する団体ごとの出資の割合又は責任の程度が明確となるように、関係条項を規定してください。

※ 募集開始日現在において、本市業務委託等入札参加有資格業者であるものは、⑥に掲げる登記簿謄本及び⑧に掲げる市税完納証明書を提出する必要はありません。

※ 提出部数は、別紙「指定管理者指定申請提出書類一覧」を参照してください。持参又は郵送（受付期間必着のこと。）してください。申請に係る費用は、申請者の負担とします。なお、提出された書類等は、返却しません。（ファックス、電子メール等による受付はいたしません。）

※ 申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、本市は指定管理者の公表等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

※ 申請書等の様式は、本市ホームページからダウンロードすることができます。

→<http://www.city.ritto.lg.jp/soshiki/kankyokeizai/norin/oshirase/17039.html>

## 10. 申請書の受付期間

- (1) 受付期間 令和 7 年 8 月 25 日（月）から同年 9 月 16 日（火）まで（必着）（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
  - ※施設説明会：上記の受付期間内において日程調整を行い、施設説明会を現地で実施しますので、参加を希望される場合は、日程の候補日や時間帯を事前に電話等で連絡してください。
- (3) 質問書 募集要項及び仕様書の内容について質疑がある場合は、質問書（様式 7）により、遅くとも令和 7 年 9 月 8 日（月）までに提出してください。（ファックス又は電子メール可）
- (4) 質問書の回答 ファックス又は電子メールにより回答するとともに、他の申請予定者にその内容を周知します。尚、令和 7 年 9 月 9 日（火）以降の質問については、回答できない場合がありますのでご了承願います。

## 1 1. 募集要項及び仕様書の配布並びに申請の受付場所

栗東市環境経済部農林課農政係 担当：西川

電話：077-551-0124、ファックス：077-551-0148

メールアドレス：nourin@city.ritto.lg.jp

住所：〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

## 1 2. 選定基準及び選定方法

### (1) 選定基準及び視点

- ① 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上が図られること。
  - ア 全ての利用者に対して公平なサービス提供が可能な計画か
  - イ 市民との情報の共有という観点からの情報公開の対応は十分か
  - ウ 利用者サービスの向上に対する考え方や取組が優れているか
  - エ 利用者の声を反映し、要望、苦情等への対応策は十分か
- ② 適切な維持管理が図られること。
  - ア 管理運営体制は適切か
  - イ 個人情報の保護対策は十分か
  - ウ 安全管理の対策は十分か
  - エ 緊急時の対応策は適切か
  - オ 委託予定業務は適切に行われるか
  - カ 施設の設定目的及び課題解決に向けた提案がなされているか。
  - キ 事業運営のために適切な収支計画がなされているか
- ③ 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。
  - ア 施設の広報計画が適切に行われるか
  - イ 施設の利用促進などに関する企画力、意欲、姿勢、独自性はどうか
  - ウ 取組や提案は実施可能な計画か
  - エ 施設の有効活用のための新たな業務の提案があるか
- ④ 事業計画に沿って計画的で適切な運営を安定して行う能力を有していること。
  - ア 職員の採用計画や資格、経験は十分か
  - イ 職員の指導や育成に対する考え方や計画が具体的で優れているか
  - ウ 申請団体の資本力や信用度が優れているか
  - エ 施設の管理運営に必要な経験と実績（類似施設等での実績含む）を備えているか
  - オ 社会貢献活動への取組は十分か

### (2) 選定方法

応募書類の審査及び代表者等の面接審査により選定します。

※ 面接審査は、令和7年10月頃を予定しています。日時等詳細は後日ご連絡します。

### 1 3. 選定結果及び理由の通知

応募者全員に、令和7年11月を目途に、選定結果を文書にてお知らせします。なお、指定管理者は、栗東市議会の議決を経て決定（指定）されます。

※ 議決後、業務執行上必要となる事項を市と指定管理者の協議により協定として締結します。

※ 施設の詳細については、別冊「栗東農畜産物処理加工施設管理運営業務仕様書」を参照してください。

### 1 4. 現状において施設が抱えている課題について

野菜等の直売では、市内生産者団体が生産する農産物等の販売を優先し、市外農産物等を販売する場合には影響を及ぼさないようにしてきましたが、生産者団体加入者の高齢化等により出荷される市内の農産物の量が少なく直売所の野菜等が品薄となる日が発生していることが課題としてあります。今後は、事前に生産者団体に出荷スケジュールを確認し、品薄が見込まれる場合には、野菜等の仕入れ販売や市外生産者の野菜等の委託販売を行い、直売所の野菜等が品薄とならないようにすることが必要です。

### 1 5. その他

指定管理者指定申請書その他提出された書類は、公開することがあります。

管理業務等の実施中に故意又は過失により市又は第三者に対し、損害を与えたときは、指定管理者の負担でその損害を賠償しなければなりません。

この損害賠償を担保するため、賠償責任保険に加入していない団体は、保険に加入する必要があります。

### 1 6. 添付資料

資料1 栗東農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例（写し）

資料2 栗東農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する規則（写し）

資料3 指定管理者指定申請書提出書類一式

資料4 栗東農畜産物処理加工施設管理運営業務仕様書